

令和2年3月16日

保護者の皆様

座間養護学校長

座間養護学校における「児童・生徒の居場所」の取組みについて

3月2日のお知らせのとおり、ご家庭での対応や福祉サービス等による過ごし「居場所」の確保にお困りの方について、座間養護学校では、学校に「児童・生徒の居場所」を設けることとしています。

(1) 受け入れ可能日時

原則として、月間予定表に記載されている課業日の登校から下校までの時間内で、個々に保護者と学校の間で相談して決定します。

昼食時間を挟む場合は、ご家庭から昼食の準備をお願いします。

期間は、3学期の終了日である3月25日（水）までとします。

(2) 施設的环境整備、安全管理

新型コロナウイルスのまん延防止のための対応ができる部屋を選定するようにします。

健康観察票を用いて、児童・生徒の健康状態を家庭と学校の間で把握します。

対応者は担任以外の場合もありますが、対応者は体調の確認も含めあらかじめ安全管理体制を整えます。

(3) 自宅と学校の移動

原則として保護者の送迎をお願いします。ただし難しい場合はご相談ください。デイサービス事業所等による送迎や、スクールバス利用者の方はスクールバスでの対応も検討します。

(4) 利用までの流れ

次のような流れで対応しています。

①保護者からの相談（担任、相談窓口等で対応）

②受け入れに向けた検討

③保護者への連絡

④利用開始